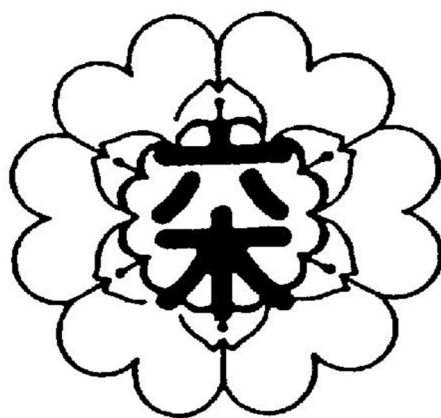


足立区立六木小学校

PTA 規約・規程



第一章 名称

第1条 本会は足立区立六木小学校PTAと称し事務所を同校内に置く。

第二章 目的

- 第2条
1. 父母と教師が平等な立場で協力し、本校教育のよりよい発展をめざし、児童の幸福と健全な成長を図る事を目的とする。
 2. 会員相互の親睦と教養を高め、学校教育・家庭教育の向上発展を期する事を目的とする。

第三章 事業

- 第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
1. 児童の教育における諸問題について研究し、よりよき父母と教師となるよう努力する。
 2. 児童の生活の場である地域・環境をより教育的に改善するとともに、校外生活を指導する。
 3. 学校教育を正しく理解・努力し、また教育の向上を期して正しい世論づくりに努める。
 4. 会員相互の親睦を深め一般教養を向上させる。
 5. その他本会の目的達成に必要な事業を行う。

第四章 方針

- 第4条 本会は次の方針のもとに運営される。
1. 教育を本旨とした会員の総意に基づく民主的・自主的な団体として活動する。
 2. 特定の政党・宗教、または営利事業に関与をしたり、利用されてはならない。
 3. 児童の福祉増進のために活動する。
 4. 学校の教育活動に対し意見を交渉し、また参考資料は提供するが学校の管理や人事に干渉しない。

第五章 会員

第5条 本会の会員は、本校児童の父母またはこれに代わる保護者及び本校に在籍する教職員で本会の主旨に賛同する者をもって組織する。

第六章 役員及び委員

- 第6条 本会は会員中から選出された次の役員をおく。
- | | | | |
|--------|---------------|-------|-----------------------------|
| 1. 会長 | 1名 | 4. 書記 | 6名以上(内1名 教職員) |
| 2. 副会長 | 4名以上(内1名 副校長) | 5. 監査 | 2名以上(内1名 教職員) |
| 3. 会計 | 3名以上(内1名 教職員) | 6. 役員 | の増減がある場合は総会での承認を受けなければならない。 |

第7条 役員の任務は次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し、総会・運営委員会・役員会・各委員会を召集し、学校責任者(校長または副校長)と連絡を取り、会務を総括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は代行する。
3. 会計は総会で決定した予算に基づき、かつ会長の指示する一切の会計事務を処理記録し、決算を総会に報告する。
4. 書記は各会議の議事を記録し、会長の指示により本会の庶務を行う。
5. 監査は本会の会計を監査し、その結果を総会に報告する。
6. 各年度の役員は新年度の役員が決定するまで残務を処理する。

第8条 本会に委員を置き、各専門委員会・各学年委員会・各学級委員会のいずれかに所属し、本会の目的に沿う諸活動を行う。ただし、学年委員と学級委員長は重複する事ができる。

第9条 学校管理者(校長または副校長)は全ての会議に出席して学校経営の立場から意見をのべる事ができる。

第10条 役員の任期は二年、委員の任期は一年とする。ただし、再任を妨げない。

第七章 総会

第11条 総会は本会の最高議決機関であり校内で行う。

第12条 定期総会は毎年度初めに開催し、前年度決算・事業報告・役員承認・新年度事業計画・予算案・その他の重要事項を審議決定する。

第13条 臨時総会は会員の五分の一以上の要求があった時、開かれる。

第14条 総会の決議は出席者の過半数の同意を必要とする。

第八章 運営審議会

第15条 運営審議会は役員、専門委員会正副委員長、学年・学級委員長、校長、副校長によって構成され、学年・学級委員長に事故ある時は、学級副委員長が出席する。また、委員会を設けた場合は、その正副委員長も構成員となる

第16条 運営審議会の任務は次の通りとする。

1. 総会で決定された事業計画及び予算を執行する。
2. 役員会、各種委員会によって企画された活動計画を審議検討する。
3. 総会に提出する議案及び報告書を審議する。
4. 役員・委員に欠員が生じた時は選定補充する。
5. その他の重要事項を審議する。

第17条 運営審議会は校内で行う。

第九章 役員会

第 18 条 役員会は本会役員及び学校責任者(校長または副校長)によって構成される。ただし、会長は必要に応じ各委員長の参加を求める事ができる。

第 19 条 役員会の任務は次の通りとする。

1. 本会の活動計画の企画作成に当たり運営審議会の能率的運営の準備をする。
2. 審議会に提供する議案報告書の原案を作成する。
3. 緊急を要する問題その他各種委員会に属さない事項の処理に当たり、後日運営審議会に報告・承認を得る。

第十章 委員会

第 20 条 本会は会の目的達成のため、次の各種委員会を置く。委員会の召集は会長及び各委員長が行う。

1. 学年・学級委員会は学級委員と担任で構成し、学級・学年の問題、家庭の問題等、教育の向上ならびに児童の心身の健全な育成に寄与するような諸活動を各学年ごとに統一して行い学級間の連絡・調整を図る。
2. 広報委員会は各学級若干名の委員及び教師により構成し、新聞・広報だよりの発行により、会員に会の活動状況や会員の研修に役立つものを知らせ、会員の協力増進を図る。なお、会員の意見・要望等を聴取する活動を行う。
3. 成人教育委員会は各学級若干名の委員及び教師により構成し、教育上の問題の研究や文化活動を計画し、見学会・懇談会等を通して会員の教養を高めるための諸活動を行う。
4. 保健体育委員会は各学級若干名の委員及び教師により構成し、児童及び会員の保健衛生や体育向上に対する関心と知識の普及を図る活動を行う。
5. 校外生活指導委員会は各学級若干名の委員及び教師により構成し、児童の校外生活を指導するとともに、地域の他の団体と協力して地域環境を改善する活動を行う。
6. その他必要ある場合は運営審議会において臨時に特別委員会を設けることができ、その任務を終えるとともに解散する。
7. 各種委員会の委員長は、それぞれ定められた任務に基づき委員会を開き活動計画(経費)の立案をし、運営審議会の承認を受けて推進にあたる。

第十一章 会計

第 21 条 1. 本会の経費は総会で決めた会費及びその他の収入によってまかなう。
2. 会費(年額)は世帯ごと年度初めの総会の承認を得て決定する。
3. 会費は前納を原則とする。
4. 本会の会計処理は、別に定める会計規程による。

第 22 条 本会の会員は総会で決定した会費または臨時会費を負担しなければならない。

第 23 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり 3 月 31 日に終了する。

第十二章 役員・委員の選出

第 24 条 役員を選出は次の通りとする。

1. 推薦委員会の推薦を得た候補者が、総会の承認を受けて決定される。
2. 推薦委員会の委員は、各学年一名・各専門委員一名を選出し、現役員一名を補佐として置く。
3. 推薦委員会の委員は、次年度役員候補となることはできない。
4. 推薦委員会は、次年度役員候補者を総会に報告する。
5. 推薦委員会は、毎年10月に発足し、次年度の総会を以てその任務を終わる。

第 25 条 委員の選出は次の通りとする。

1. 委員は年度当初の学級 PTA において互選により六名以上選出する。
2. 学年正副委員長は学級委員長の中より一名互選する。
3. 学級正副委員長は学級委員の中より互選する。
4. 各専門委員は各学級若干名とし、教員二名以上が委員として所属し委員会を構成する。
5. 各専門委員会は委員長一名、副委員長二名を委員の中より互選する。

第十三章 顧問・相談役

第 26 条 本会に顧問・相談役を置く事が出来る。顧問・相談役は運営審議会の推薦により総会の承認を得てこれを委嘱する。その任期はその年度内とする。

第十四章 附則

第 27 条 本会の慶弔・表彰は別に定める慶弔・表彰規程による。

- 第 28 条
1. 本会が PTA 活動を推進するため必要とする個人情報の取得、利用、提供および管理については、『個人情報取扱方法』に定め、適正に運用するものとする。
 2. 本会の個人情報保護法は、別に定める個人情報取扱方法規定による。

第 29 条 この規約の改廃は総会の決議(第七章・第 14 条)により承認を得なければならない。

第 30 条 昭和 54 年 6 月 23 日 施行 (第 1 回総会決定)

平成 16 年 5 月 14 日 改正施行 (第 26 回総会)

平成 18 年 4 月 28 日 改正施行 (第 28 回総会)

平成 21 年 4 月 28 日 改正施行 (第 31 回総会)

平成 23 年 5 月 13 日 改正施行 (第 33 回総会)

平成 30 年 4 月 25 日 改正施行 (第 40 回総会)

慶弔・表彰規程

第1条 本会規約第27条にもとづきこの規程を定める。

第2条 この規程は本会会員の慶弔の意を表する規程を定める。

第3条 会員教職員の結婚・出産祝金 5,000円

第4条 会員教職員及び勤務職員に関する死亡弔慰金等

	教職員	勤務職員
本人	5,000円・花環(一基)	5,000円・花環(一基)
配偶者	5,000円・花環(一基)	5,000円
家族(一親等)	5,000円	

但し、義父母は除く。

第5条 会員・児童が死亡した場合の弔慰金等 5,000円・花環(一基)

(この場合の会員とは、児童の父母またはそれに代わるもの)

第6条 会員教職員・勤務教職員・児童が、病気(ケガ)のため一ヶ月以上の療養を要した場合の見舞金 5,000円

第7条 この規程は本会に功労のあった者を表彰する規程を定める。

- 第8条
1. 会員である教職員の転退職などにより退会した場合 記念品(5,000円相当)
 2. 勤務職員の転退職した場合 記念品(3,000円相当)
 3. 役員(五役)・学年委員長・専門委員長を継続して2年以上就任したものの感謝状・記念品(2,000円相当)

第9条 その他、必要事項が生じた場合は役員会にて協議決定し、運営審議会に報告する。

第10条 慶弔・表彰に関してのお返し等については、一切ないものとする。

第11条 この規程の改廃は総会または運営審議会の承認を要する。

第12条 この規程は平成16年5月14日から施行する。

平成16年5月14日改正施行(第26回総会)

会計規程

第1条 本会規約第21条4項にもとづきこの規程を定める。

(目的)

第2条 この規程は本会の会計処理を適正に期することを目的とする。

(会費)

第3条 一世帯、年額3,200円とする。但し200円は保険料となる。

(徴収)

- 第4条
1. 総会にて会費徴収日を決定する。
 2. 会費は基本的に年額一括徴収とする。

(転入・転出)

- 第5条
1. 徴収日以降、転入会員についての会費は翌月分より、月額を徴収する。
 2. 徴収日以降、転出会員についての会費は翌月分より、月額を返金する。
 3. 月額の金額は、250円とする。

(記念品)

- 第6条
1. 入学祝いとして記念品を贈る。(学校と相談・入学生一人600円～700円相当)
 2. 卒業祝いとして卒業生一人500円の内額を人数分、卒業対策委員会に支出する。

(支出限度)

第7条 支出は予算の年額を超えて支出することは出来ない。

(支出憑書)

第8条 支出は領収書または出金伝票によらなければならない。

(会計の責任)

第9条 会計は現金及び預金通帳類の保管について責任を負う。

(特別会計の保管)

第10条 特別会計にかかわる各費の保管は預金としなければならない。

(決算報告)

- 第11条
1. 会計は年間の決算報告を取りまとめ、総会の承認を受けなければならない。
 2. 前項の決算報告は事前に本会規約第6条第5項の監査委員の会計監査を受けなければならない。

(予算)

- 第12条
1. 会計は新年度の予算案を総会に提案し、総会の承認を受けなければならない。
 2. 予算執行の責任者は原則として、会長である。

(会計事務引継ぎ)

第13条 会計は任期満了または退任したときは、10日以内に事務引継ぎをしなければならない。

(保管)

第14条 会計帳簿及び関係書類の保存年限は5カ年とする。

第15条 予備費の充当は役員会の承認を要する。

第16条 この規程の改廃は総会または運営審議会の承認を要する。

第17条 この規程は平成18年4月28日から施行する。

平成16年5月14日施行(第26回総会)

平成18年4月28日施行(第28回総会)

足立区立六木小学校PTA 個人情報取扱方法

(目的)

第1条 この個人情報取扱方法は、本会が保有する個人情報の適切な取り扱いを定めることにより事業の円滑な運営を図るとともに、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、PTA 活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(周知)

第3条 個人情報取扱の方法は、総会資料又は校内掲示板及び PTA 広報で会員に周知する。

(個人情報の取得)

第4条 1. 個人情報とは、個人が特定される事項とする。
2. 個人情報の取得は、『入会申込書』などにより、本人から同意を得て会長が取得する。

(同意の撤回)

第5条 1. 会員は、前条に基づき取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の項目又は全ての項目について同意を撤回することができる。
2. 前項の申し出があった場合、ただちに該当する個人情報を廃棄、又は削除しなければならない。ただし、会員名簿としてすでに会員に配布しているものに対しては削除の連絡をすることでこれに替える。

(利用)

第6条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) 会費請求、その他文書の送付
- (2) PTA 会員名簿の作成および地図の作成
- (3) 緊急時・災害時などの連絡網の作成

(管理)

第7条 1. 個人情報は会長又は会長が指定する役員が適正に管理する。
2. 不要となった個人情報は会長立会いのもとで、第三者の利用に供されることのないよう焼却又は裁断等により、速やかに廃棄するものとする。

(第三者提供の制限)

第8条 個人情報は本人の同意を得ないで第三者に提供しない。ただし、次に掲げる場合を除く。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の促進に必要な場合
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合。